

広島大学工学部後援会デジタルサイネージ事業  
「HE サイネージ」ガイドライン

2024 年 3 月策定

## 1. デジタルサイネージ事業の趣旨・目的

広島大学工学部後援会は、広島大学工学部の施設等の整備・有効活用及び教育研究環境を強化することにより、工学部の価値を向上させることを目的として、広島大学工学部後援会デジタルサイネージ事業「HE サイネージ」（以下「HE サイネージ」という。）を導入するものとする。

HE サイネージは、本事業の趣旨に賛同される事業者（法人、法人以外の団体又は法人等により構成された団体をいう。以下「事業者」という。）が工学部後援会賛助会員に入会し、その会費収入により運営するものである。

HE サイネージにより工学部の学生に向けて事業者の情報を発信することで、学生の事業者に対する認知度向上が期待できる。また、広島県内事業者には、学生の認知度が高まることで、広島県内事業者への就職者数が増えることにより地方の活性化に繋げることができる。

このガイドラインは、HE サイネージの実施にあたっての基本的な考え方や手続等を示したものである。

## 2. 応募資格

HE サイネージの利用は当会賛助会員に限るものとする。

なお、以下の各号に該当する事業者は入会できないものとする。

- ① 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定するものを除く。）
- ⑥ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他、当会に入会する事業者として適当でないと会長が認めるもの

### 3. 入会手続

- ① 入会を希望する事業者は、広島大学工学部後援会（賛助会員）入会申込書に事業者の概要を記載した書類を添えて、会長に提出するものとする。
- ② 会長は、事業者から提出された提出物及び「2. 応募資格」をもとに入会審査を行い、入会審査を通過した事業者には、「5. 年会費の支払いについて」のとおり、年会費の支払いについて案内を送ることとする。

### 4. 入会期間・年会費

- ① 入会期間は原則、4月から翌年3月までとする。継続を希望する場合は、再度入会の手続を必要とする。
- ② 賛助会員の年会費は1口（1,000円）以上となるが、HEサイネージを利用する場合の年会費は以下のとおりとする。

なお、「1. デジタルサイネージ事業の趣旨・目的」を達成するため、以下のとおり、年会費を区別することとする。

広島県内の事業者※：400口（400,000円） ※広島県内に事業所を有する法人等

広島県外の事業者：600口（600,000円）

広島大学工学部ネーミングライツ契約事業者：200口（200,000円）

※上記の年会費は、デジタルサイネージ1枠（15秒）の年会費とする。2枠以上を希望する場合の年会費は、上記年会費×枠数の金額とする。

- ③ 1年未満での利用を希望する場合の年会費は、配信開始月を入会月とし、以下のとおり取り扱うものとする。

広島県内事業者：

4月から6月までに入会：400口（400,000円）

7月から9月までに入会：300口（300,000円）

10月から12月までに入会：200口（200,000円）

1月から3月までに入会：100口（100,000円）

広島県外事業者：

4月から6月までに入会：600口（600,000円）

7月から9月までに入会：500口（500,000円）

10月から12月までに入会：400口（400,000円）

1月から3月までに入会：300口（300,000円）

広島大学工学部ネーミングライツ契約事業者：

4月から6月までに入会：200口（200,000円）

7月から9月までに入会：150口（150,000円）

10月から12月までに入会：100口（100,000円）

1月から3月までに入会：50口（50,000円）

## 5. 年会費の支払いについて

事業者は、広島大学工学部後援会（賛助会員）入会申込書に記載した加入口数に応じた金額を支払うものとする。支払い方法は、下記金融機関を利用するものとする。

銀行名 広島銀行西条支店  
口座番号 普通預金 865494  
口座名 広島大学工学部後援会

銀行名 もみじ銀行西条南支店  
口座番号 普通預金 0010797  
口座名 広島大学工学部後援会

## 6. HEサイネージ設置場所

以下のとおり、講義棟（B棟）及び研究棟（A棟）エレベータホールに設置することとする。

講義棟 4台

- ①【講義棟 B1】工学部第二類（電気電子・システム情報系）、情報科学部
- ②【講義棟 B2】工学部第一類（輸送系）、第四類（建設・環境系）
- ③【講義棟 B3】工学部第一類（機械・材料・エネルギー系）
- ④【講義棟 B4】工学部第三類（応用化学、生物工学、化学工学）

研究棟 4台

- ⑤【研究棟 A1】工学部第二類（電気電子・システム情報系）、情報科学部
- ⑥【研究棟 A2】工学部第一類（輸送系）、第四類（建設・環境系）
- ⑦【研究棟 A3】工学部第一類（機械・材料・エネルギー系）
- ⑧【研究棟 A4】工学部第三類（応用化学、生物工学、化学工学）

## 7. HEサイネージ配信プログラム

HEサイネージの配信プログラムは以下のとおりとする。

【設置台数】8台（講義棟4台、研究棟4台）

【配信内容】動画又は静止画を1枠15秒（15分間隔）で配信することとする。

（情報発信枠最大60枠）

【配信時間】平日 8:30～19:00

※年末年始等大学の休業日及び入試等大学の行事日は除く。

【配信期間】1年間 ※1年未満の単位で配信を希望する場合は、上記5参照。

【配信回数】1日42回/台以上

「6. HEサイネージ設置場所」に記載の講義棟・研究棟の2台セット（①⑤、②⑥、③⑦、④⑧）で配信することとする。

また、一か月ごとに配信場所を移動し、全棟での配信を可能とする。

## 8. HE サイネージ配信までのフロー

### 1. 賛助会員への入会申込：

HE サイネージを希望する事業者は、「3. 入会手続」から「5. 年会費の支払いについて」の手続を行うものとする。

### 2. 意匠審査：

① 事業者の情報配信内容を審査するため、事業者は配信開始月の前月 1 日までに、意匠審査用の素材を会長に提出するものとする。

② 意匠審査用の素材は、以下のとおりとする。

動画：MP4 形式、MOV 形式

静止画：JPEG、PNG、BMP

③ 会長は、提出された素材を「9. 審査基準」をもとに意匠審査するものとする。

④ ①について、「3. 入会手続」時に併せて提出することも可とするが、年会費の支払いを確認するまでは入稿手続に入ることができないものとする。

### 3. 入稿：

① 事業者は意匠審査を通過した後、配信開始月の前月 15 日までに、次のとおり指定するファイル形式により会長に提出するものとする。

② 入稿データは修正が無い完パケデータを提出するものとする。なお、原則、入稿データは返却せず、配信終了後破棄するものとする。

動画	データ形式	MP4 形式、MOV 形式
	ピットレート	70M～80M bps CBR
	サイズ	16:9(アスペクト比) 横 1920×縦 1080 ピクセル
	音声	無
静止画	データ形式	JPEG、PNG、BMP
	解像度	72dpi 以上
	カラーモード	RGB
	サイズ	16:9((アスペクト比) 横 1920×縦 1080 ピクセル

## 9. 審査基準

次に該当し、または該当する恐れのある場合は配信しないものとする。

- ① 関係諸法規に違反しているもの。
- ② 國際法規に違反したり信義を損なうもの。
- ③ 各業界が定めている公正競争規約や自主規制などに違反しているもの。
- ④ 発信内容の責任の所在や実態、内容が不明確なもの
- ⑤ 詐欺的なものや不良商法とみなしたもの
- ⑥ 事業者が事件を起こしていたり、社会的に糾弾されるなどして、利用者に不利益が及

ぶもの

- ⑦ 虚偽、誇大な表現により誤認を与えるもの
- ⑧ 犯罪や暴力、売春、買春、麻薬、反社会的勢力などを肯定、示唆、助長、美化し、社会的秩序を乱すもの
- ⑨ 青少年の健全な育成を妨げるもの
- ⑩ 過度に射幸心、投機心をあおるものや、享楽的な面を強調しているもの
- ⑪ 他人の肖像や氏名、談話、著作物、などを無断で使用しているもの
- ⑫ 訹謗中傷や名誉棄損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害などにより、基本的人権を損なうもの
- ⑬ 人種、民族、国籍、出身地、性別、身体的特徴、病気、職歴、学歴、年齢、思想信条などで不当に差別するものや侮辱的な表現をしているもの、偏見をおこさせるもの、当事者の心情を損なうもの
- ⑭ 性に関する表現が、露骨でわいせつなもの、品位を損なうもの、不快感や羞恥嫌悪の情をおこさせるもの
- ⑮ 醜惡、残虐、猟奇的、病気や死などに関する表現が、不快感や恐怖心を起こさせるもの
- ⑯ 非科学的な根拠により、人心を迷わせるものや、恐怖心や不安感を起こさせるもの
- ⑰ 特定の政治活動と判断したもの
- ⑱ 思想信条などにおいて、中立立場を欠くと判断したもの
- ⑲ 発信内容が係争中のもの
- ⑳ その他、当会の業務に、支障及び不利益を及ぼすもの
- ㉑ 公共空間の品位や美観をそこなうもの
- ㉒ 事業者の直接的な営業活動（販売等）に係るもの
- ㉓ その他、当会が不適当と判断したもの

## 10. 免責事項

### 【情報発信内容の掲載について】

当会は、以下に該当すると判断したときは、事前告知の上、事業者の情報発信内容を削除できるものとし、削除によって生じた損額について、当会は一切の責任を負わないものとする。

- ① 入会及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- ② 事業者が、法令、当会の規約等に違反し、又はそのおそれがあるとき
- ③ 事業者等の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき
- ④ その他、当会が当該広報媒体を削除することが必要と判断したとき

### 【サービスの中止・中止について】

- ① 当会は、通信回線、コンピュータ、サーバーなどの障害、火災や天災地変などによる本サービスの中止、遅延、中止、データの消失、データへの不正アクセスにより事業者に生じた損失、損害などについて、一切の責任を負わないものとする。

② 当会は、本サービスの稼働状態を良好に保つため、事業者に対して事前に通知を行うことなく、本サービスの全部あるいは一部の変更または、本サービスの提供の全部あるいは一部を停止することができるものとする。

【情報発信の内容について】

設置しているデジタルサイネージの環境下で色彩など見え方が異なるため意図しない表示になることがある。